

福岡県公報

平成18年9月15日
第2584号

目次

告示(第1762号-第1783号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○県営土地改良事業の工事の完了	(農地計画課)	2
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	2
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課)	2
○貸金業者の登録の取消し	(経営金融課)	2
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(緑化推進課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	5
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	7

○予防接種を行う医師	(健康対策課)	7
------------	---------	---

公 告

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	8
○一般競争入札の実施	(新産業・技術振興課)	9
○落札者等の公示	(総務事務センター)	11
○落札者等の公示	(総務事務センター)	12
○落札者等の公示	(総務事務センター)	12

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の実施	(警察本部生活環境課)	13
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の実施	(警察本部生活環境課)	13

正 誤

○開発行為に関する工事の完了(平成18年3月福岡県告示第445号)中正誤		14
--------------------------------------	--	----

告 示

福岡県告示第1762号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字酒殿1136-1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町大字酒殿1136-1
高 杓 夫 佐 乃

福岡県告示第1763号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市坂本三丁目60番1、60番3から60番5まで、62番1、62番16、80番7及び80番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市坂本3丁目17-10

大田 金満

福岡県告示第1764号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（東下地区第1換地区）	平成18年3月17日
区画整理事業（東下地区第2換地区）	平成18年3月17日
区画整理事業（東下地区第3換地区）	平成18年3月17日
区画整理事業（東下地区第4換地区）	平成18年3月17日
区画整理事業（東下地区第5換地区）	平成18年3月17日
区画整理事業（東下地区第6換地区）	平成18年3月17日

福岡県告示第1765号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営穂波西地区土地改良（暗渠排水）事業変更計画書の写し	平成18年9月15日から 平成18年10月17日まで	飯塚市穂波支所

福岡県告示第1766号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
杳尾・長井土地改良区 豊前市豊前井路土地改良区 友枝土地改良区 柳川市昭代干拓土地改良区	18・9・4

福岡県告示第1767号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
こがね屋 頼金 信孝	福岡市早良区室見 1丁目13番7号J GM室見駅前501号	福岡県知事 (1)第08083号 平成15年9月16日	平成18年8月10日 登録取消処分	貸金業の規制等に関する法

ハル企画 友永 裕一	福岡市西区生松台 2丁目30番8号	福岡県知事 (1)第08144号 平成15年12月15日	平成18年8月10日 登録取消処分	律第37条第1 項第6号
---------------	----------------------	------------------------------------	----------------------	-----------------

福岡県告示第1768号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第463号	山崎 信雄	久留米市田主丸町秋成1321番地	種穂苗木	山崎種苗園	久留米市田主丸町秋成

福岡県告示第1769号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月福岡県告示第632号新宮都市計画下水道事業新宮公共下水道（新宮町施行）の事業計画の変更を認可をしたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称
新宮町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
新宮都市計画下水道 新宮公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和46年12月3日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

平成15年福岡県告示第632号の事業地に、新宮町大字上府字林崎、字御供田、字小田、字沖田、字五反田、字龍王田、字大坪及び字三畝町の一部を加える。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1770号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字櫛野字新井2592番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県玉名郡南関町大字長山2435番地
松井 スミ子
福岡県春日市天神山1丁目127番地
松井 秀高

福岡県告示第1771号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市岡田2丁目51番10及び55番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市二日市中央3丁目9番16-107号
大村 哲也

福岡県告示第1772号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川郡川崎町大字川崎字深田ヶ浦北谷2068番3、2068番4、2119番2、字深田ヶ浦2070番2、2070番3、2071番3、2072番2、2073番1、2073番2、2074番1、2074番2、2075番4、2075番5、2076番1から2076番4まで、2077番1から2077番7まで、2079番2から2079番7まで、2086番3から2086番10まで、2086番12から2086番16まで、2086番18から2086番23まで、2086番25から2086番34まで、2086番37から2086番42まで、2086番44から2086番47まで、2112番1から2112番8まで、2113番2から2113番7まで、2114番4から2114番14まで、2124番3、2124番5、2457番4、2457番5、2458番6から2458番8まで、字六郎原2080番3から2080番8まで、2083番6から2083番9まで、字山神2089番2から2089番5まで、2090番2、字蓮田2118番3から2118番7まで、2459番2並びに字久役2126番2、2127番、2136番2から2136番4まで、2138番2、2139番3及び2145番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川郡川崎町大字田原789番地の2

川崎町長 小田 幸男

福岡県告示第1773号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字平等寺12、16の4、16の13、16の79、16の91、17、21の1、25の1、30の2、30の5、31の1、32、33、42の24、42の32、42の33、42の47、42の69、42の

74、42の97、42の98、42の232、42の241、42の242、63の1、64、65、96の1、96の2、97、130の1、133、243の1、250の2、250の4、250の5、280の8、481の1、481の5、602、603の1、606、607の1、607の3、609の1、609の2、620の1、630の1、679の13、679の57、1068、1069、1072、1073の1、1074、1076、1081の2、1109の1、1110、1112の1、1113の1、1116から1118まで、1126、1127の8、1127の11、1127の15、1300の4、1300の5、1365の2から1365の4まで、1365の6、1365の8、1365の9、1404、1407の7、1407の10、1573の1、1578の3、1579、1589、1612、1709、1714の6、1714の12、1714の23、1714の77、1734の1、1768、1814の10、1816の5、1816の6、1822の8、1822の10、1831の26、1832の12、1832の15、1832の16、1832の24、1855、1856の1、1888、1917、1920の2、1921の1、1933、1936の1、1936の3、1978の7、1978の57、1978の93

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1774号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫野市大字香園298、299、388の42、388の133、388の172、大字柚須原375の2、378の1、379
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1775号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫野市大字柚須原73の43
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1776号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年6月22日農林水産省告示第978号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1777号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画公園事業 2・2・46号筥松南公園

3 事業施行期間
平成18年9月15日から平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分
福岡市博多区筥松二丁目地内

(2) 使用の部分
なし

福岡県告示第1778号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月20日福岡県告示第545号福岡都市計画公園事業 5・5・8号西南杜の湖畔公園（福岡市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間
平成12年3月1日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分
平成18年3月20日福岡県告示第545号の事業地中福岡市城南区七隈六丁目地内において変更する。

(2) 使用の部分
平成18年3月20日福岡県告示第545号の事業地に同じ。

福岡県告示第1779号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成12年4月10

日福岡県告示第618号福岡都市計画公園事業 7・5・5号生の松原海岸森林公園（福岡市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間
平成12年4月10日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分
平成12年4月10日福岡県告示第618号の事業地に福岡市西区生の松原二丁目を加える。

(2) 使用の部分
なし

福岡県告示第1780号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成14年8月19日福岡県告示第1345号福岡都市計画公園事業 3・3・110号那珂中央公園（福岡市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間
平成14年8月19日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分
平成14年8月19日福岡県告示第1345号の事業地中福岡市博多区竹下五丁目地内において変更する。

(2) 使用の部分
なし

福岡県告示第1781号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成15年1月27日福岡県告示第163号福岡都市計画公園事業5・5・10号アイランドシティ中央公園（福岡市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成15年1月27日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成15年1月27日福岡県告示第163号の事業地と同じ。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1782号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年8月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人わたしたちの高齢社会をつくる会

(2) 代表者の氏名

松岡 澄子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区平和3丁目6番18号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、痴呆性老人及びその家族に対して、介護保険法に関する事業、文化活動などを行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1783号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻 生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
北九州市門司区永黒2丁目9番18号	辻内科・胃腸科・呼吸器科・小児科医院	辻 雄一郎
北九州市小倉北区日明4丁目6-28	小林外科医院	小 林 誠 博
北九州市八幡西区鉄竜1-3-3	ふじもと内科クリニック	藤 本 裕 司
北九州市小倉北区篠崎2丁目45-11	わだ整形外科・内科クリニック	和 田 政 浩
北九州市小倉南区下曾根2丁目13-15	橋本クリニック	橋 本 茂
北九州市小倉北区神幸町2-33	林田病院	林 田 信 彦
北九州市小倉北区中井2丁目6-20	医療法人 一本杉外科消化器科医院	一本杉 聡
北九州市小倉南区大字新道寺129番地の4	医療法人 東谷医院	白 原 昶
北九州市小倉南区長行2283	健和会 おさゆきリハビリテーション病院	管 野 慎 一
北九州市小倉北区下到津5-10-2	中西ゆきこ眼科医院	中 西 幸 子

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

金型統合設計・解析システムの購入

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成18年10月13日（金）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。
- (2) 当該期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
金型統合設計・解析システム 1式
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成19年1月31日
- (4) 納入場所
北九州市八幡西区則松3丁目6番1号
福岡県工業技術センター機械電子研究所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

- (1) 申請書の入手先
政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）
〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-7838
- (2) 申請書の価格
一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
 福岡県総務部総務事務センター調達班
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)
 平成18年10月25日 (水) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が05 (機械器具) で「AA」の等級に格付されている者

(2) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて、速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明書を、9の(2)に示す入札書の受領期限までに提出した者。なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更正手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
 福岡県工業技術センター機械電子研究所
 〒807-0831 北九州市八幡西区則松3丁目6番1号
 電話番号 093-691-0260

6 契約条項を示す場所
 5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間
 平成18年9月15日 (金) から同年10月25日 (水) までの県の休日を除く毎日、午

前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所
 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所
 5の部局とする。

(2) 受領期限
 平成18年10月25日 (水) 午後5時00分

(3) 提出方法
 直接 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。受領期限内必着) で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所
 福岡県工業技術センター機械電子研究所第1会議室

(2) 日時
 平成18年10月26日 (木) 午後1時30分

11 落札者がいない場合の措置
 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
 見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 ア 県を被保険者とする入札保証保険契約 (見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの) を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 受領期限までに所定の場所に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Integrated Design / Analysis System for Metallic Mold 1set
- (2) Delivery period : By January 31, 2007
- (3) Delivery place : Fukuoka Industrial Technology Center Mechanics and Electronics Research Institute, 3-6-1 Norimatsu, Yahatanishi-ku, Kitakyushu City 807-0831, Japan
Tel 093-691-0260
- (4) Time limit for tender : 5:00 p.m. on October 25, 2006
- (5) Contact point for the Notice : Fukuoka Industrial Technology Center Mechanics and Electronics Research Institute, 3-6-1 Norimatsu, Yahatanishi-ku, Kitakyushu City 807-0831, Japan
Tel 093-691-0260

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る物品の名称及び数量

パソコン（1） 520台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成18年7月14日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社大塚商会九州支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前2丁目19番24号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

53,271,162円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成18年6月16日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る物品の名称及び数量

パソコン（2） 530台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成18年7月14日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社大塚商会九州支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前2丁目19番24号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

56,906,020円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成18年6月16日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年9月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る物品の名称及び数量

パソコン（3） 500台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成18年7月20日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

西日本電信電話株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東3丁目2番28号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

56,264,029円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成18年6月16日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第246号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年9月15日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成18年10月26日（木）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第247号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年9月15日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署

平成18年10月11日（水） 13：30～16：30	福岡市博多区博多駅前2丁目8番24号 博多警察署 会議室	博多警察署
平成18年10月23日（月） 13：30～16：30	豊前市大字荒堀535番地の1 豊前警察署 会議室	豊前警察署
平成18年10月25日（水） 13：30～16：30	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
平成18年10月26日（木） 13：30～16：30	大牟田市不知火町3丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
18・3・8	2505	告 示	445	6		○	後ろか ら1		小郡市 [○] 三沢3001番地3	小郡市 [●] 光沢3001番地3